

# 中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.6

2009年 11月6日

JR東海労名古屋地方本部  
発行者 丹羽成生

## 小林さん・中山さん 会社の不当性を堂々と証言

### 中山裁判第六回弁論

11月5日、名古屋地方裁判所で、中山裁判第六回弁論が開かれ、組合側から小林さん、中山さん。会社側から亀山運輸区坂下区長の主・反尋問が行われました。

小林さんは、中山さんが本件基本動作を理由によって配転させられたことは、「JR東海労組織破壊攻撃である。本件基本動作は、信号扱所ではなじまない。他社には、本件基本動作が導入されていない」ことを堂々と証言しました。

中山さんは、「本件基本動作について、合理的・科学的根拠がないこと。日勤教育において、基本動作の変更について説明がないこと。本件基本動作は安全上問題である」ことを堂々と証言しました。

### 坂下区長、組合の弁護士から追求されタジタジ

坂下区長は、組合の弁護士からの「本件基本動作の合理的・科学的根拠を示せ」に対しては、タジタジとなり「安全だから」を繰り返すのみでした。弁論終了後、報告集会を開催し、最後まで闘い抜くことを全体で確認しました。

次回第七回弁論は、12月24日13：10から開催します。



闘う決意を述べる中山さん



あいさつをする小林書記長

